

平成21年2月市議会定例会提出案件

提出案件 37件	議案 37件	{ 予算案件 22件 条例案件 9件 単行案件 6件
----------	--------	----------------------------------

I 予算案件

- 1 平成21年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成21年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成21年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成21年度会津若松市老人保健特別会計予算
- 5 平成21年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成21年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 7 平成21年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 8 平成21年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 9 平成21年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 10 平成21年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 11 平成21年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 12 平成21年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 13 平成21年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 14 平成21年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 15 平成21年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 16 平成20年度会津若松市一般会計補正予算（第7号）
- 17 平成20年度会津若松市水道事業会計補正予算（第4号）
- 18 平成20年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 19 平成20年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 平成20年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 21 平成20年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 22 平成20年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、入湯税を課税しない者の範囲の見直しに伴い、及び「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 療養の目的で鉱泉浴場に入湯する者で医師の診断書を有するもの及び日帰りで鉱泉浴場に入湯する者でその者の利用料金が 1,000 円以下のものに対して入湯税を課さないこととした。
- ② 「障害」の用語の表記を「障がい」に変更することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、(1)②は、公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

この案件は、老齢基礎年金等の受給者に係る個人の市民税の特別徴収の実施時期を延期するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

老齢基礎年金等の受給者に係る個人の市民税の特別徴収の実施時期を平成21年度から平成23年度に延期することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

3 障害の用語の表記を変更するための関係条例の整理に関する条例

この案件は、「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

次の条例中の「障害」の用語（法令名等を除く。）の表記を「障がい」に変更することとした。

- ア 会津若松市職員の退職手当に関する条例
- イ 会津若松市職員の給与に関する条例
- ウ 会津若松市改良住宅条例
- エ 若松城天守閣条例
- オ 会津若松市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- カ 会津若松市重度心身障害者医療費の助成に関する条例
- キ 会津若松市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ク 会津若松市金川福祉館条例
- ケ 会津若松市保育の実施に関する条例
- コ 会津若松市御薬園条例
- サ 会津若松市麟閣条例
- シ 会津若松市特別市営住宅管理条例
- ス 会津若松市ノーマライズ交流館パオパオ条例
- セ 会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例
- ソ 会津若松市市営住宅管理条例
- タ 会津若松市高齢者自立支援短期入所事業に関する条例
- チ 会津若松市営駐車場条例

4 会津若松市地域生活支援事業の利用料に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域生活支援事業の利用料に係る負担上限月額の軽減措置を継続し、及び「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 地域生活支援事業の利用料の負担上限月額の軽減措置を平成21年度末まで継続することとした。
- ② 「障害」の用語の表記を「障がい」に変更することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、介護保険事業計画の見直しに伴い、及び「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率を定めることとした。
- ② 「障害」の用語の表記を「障がい」に変更することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、(1)②は、公布の日から施行することとした。
- ② 平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例を定めることとした。

6 会津若松市介護保険臨時特例基金条例

この案件は、会津若松市介護保険臨時特例基金の設置に伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、会津若松市介護保険臨時特例基金を設置することとした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。
- ② この条例は、平成24年3月31日限り、効力を失うこととした。この場合において、基金に残額があるときは国庫へ納付することとした。

7 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、児童福祉法の一部改正に伴い、及び「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者に養育されている児童について、医療費の助成対象から除くこととした。
- ② 「障害」の用語の表記を「障がい」に変更することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成21年4月1日から施行することとした。ただし、(1)②は、公布の日から施行することとした。

8 会津若松市心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

この案件は、学校保健法等の一部改正に伴い、及び「障害」の用語の表記を「障がい」に変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 「障害」の用語の表記を「障がい」に変更することとした。
- ② 学校保健法及び学校教育法の一部改正に伴う条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、(1)②のうち、学校保健法の一部改正に係る部分については、平成21年4月1日から施行することとした。

9 会津若松市市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市河東西部体育館の廃止に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市河東西部体育館を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

Ⅲ 単行案件

1 損害賠償の額の決定及び和解について

この案件は、会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土した件について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

(1) 損害を賠償し、和解する相手方
会津若松市扇町に所在する法人

(2) 損害賠償の額
10,050,236円

(3) 事件の概要
昭和56年4月1日付けで市が取得し、平成元年11月6日付けで交換により処分した会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土したため、これらの除去及び造成復旧工事等に要した費用について、市が損害を与えた。

(4) 和解の内容
損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、今後異議の申立てをしない。

2 損害賠償の額の決定及び和解について

この案件は、会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土した件について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

(1) 損害を賠償し、和解する相手方
大沼郡会津美里町在住の個人

(2) 損害賠償の額
5,419,777円

(3) 事件の概要
昭和56年4月1日付けで市が取得し、平成元年11月6日付けで交換により処分した会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土したため、これらの除去及び造成復旧工事等に要した費用について、市が損害を与えた。

(4) 和解の内容
損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、今後異議の申立てをしない。

3 損害賠償の額の決定及び和解について

この案件は、会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土した件について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

(1) 損害を賠償し、和解する相手方
会津若松市材木町在住の個人

(2) 損害賠償の額
1,072,344 円

(3) 事件の概要

昭和56年4月1日付けで市が取得し、平成元年11月6日付けで交換により処分した会津若松市材木町一丁目地内の元市有地からコンクリート盤等が出土したため、これらの除去及び造成復旧工事等に要した費用について、市が損害を与えた。

(4) 和解の内容

損害賠償の額を上記のとおりとし、各当事者は、今後異議の申立てをしない。

4 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について

この案件は、会津若松地方広域市町村圏整備組合と会津若松地方水道用水供給企業団との統合等に伴い、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 変更内容

- ① 福島県市町村総合事務組合の構成団体から、会津若松地方水道用水供給企業団を除くこととした。
- ② 公立岩瀬病院組合の名称を公立岩瀬病院企業団に改めることとした。

(2) 施行期日等

福島県知事の許可のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用することとした。

5 財産の無償譲渡について

この案件は、(仮称)新工業団地用地として、土地を無償譲渡しようとするものです。

(1) 譲渡物件

- ① 所在 会津若松市河東町浅山字中窪 1 番 1 外81筆
- ② 地目 山林、原野他

(2) 譲渡面積

187,670 平方メートル

(3) 評価額

175,121,800 円

(4) 相手方

会津若松市中央三丁目10番12号
会津若松地方土地開発公社

6 字の区域の画定について

この案件は、国土調査事業の実施に伴い、神指町の一部について、字の区域を画定しようとするものです。